

令和6年度
広島大学入学試験 一般選抜（後期日程）
教育学部

第五類（人間形成基礎系） 心理学系コース

小論文問題

実施期日 : 令和6年 3月12日(火)
試験時間 : 9時00分 ~ 11時00分 (2時間00分)

注意事項

1. 試験開始の指示があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子は表紙を含めて5枚、解答用紙は4枚、下書き用紙は4枚です。
3. 解答用紙の所定欄に受験番号を記入してください。
4. 解答は解答用紙の指定の場所に記入してください。
5. 解答用紙は室外へ持ち出してはいませんが、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ってください。
6. 机には、以下のもの以外は置くことができません。

本学受験票，大学入学共通テスト受験票，配付した問題冊子等，黒鉛筆（和歌，格言等が印刷されているものは不可），鉛筆キャップ，シャープペンシル，消しゴム，鉛筆削り（電動式，大型のもの，ナイフ類は不可），時計（辞書，電卓，端末等の機能があるものや，それらの機能の有無が判別しづらいもの，秒針音のするもの，キッチンタイマー，大型のものは不可），眼鏡，ハンカチ，目薬，ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

令和6年度 広島大学入学試験

教育学部

第五類（人間形成基礎系） 心理学系コース

小論文問題

問題 次のページ以降に示す図1～図3は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」から、いじめに関する調査結果の一部をもとに作成したものである。

これらの図をもとに、以下の設問に答えよ。

設問1 図1から読み取れることについて200字以内で述べよ。

設問2 図2から読み取れることについて400字以内で述べよ。

設問3 図1～図3から読み取れることを踏まえて、いじめに関するあなたの考えを800字以内で述べよ。

出典

図1～図3は文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」<https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf>（令和5年12月14日確認）に基づいて作成。

本調査におけるいじめの調査対象は、国公私立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会であった。図1～図3は、同調査における小・中学校の調査結果より抜粋して作成した。

令和6年度 広島大学入学試験
 教育学部
 第五類（人間形成基礎系） 心理学系コース
 小論文問題

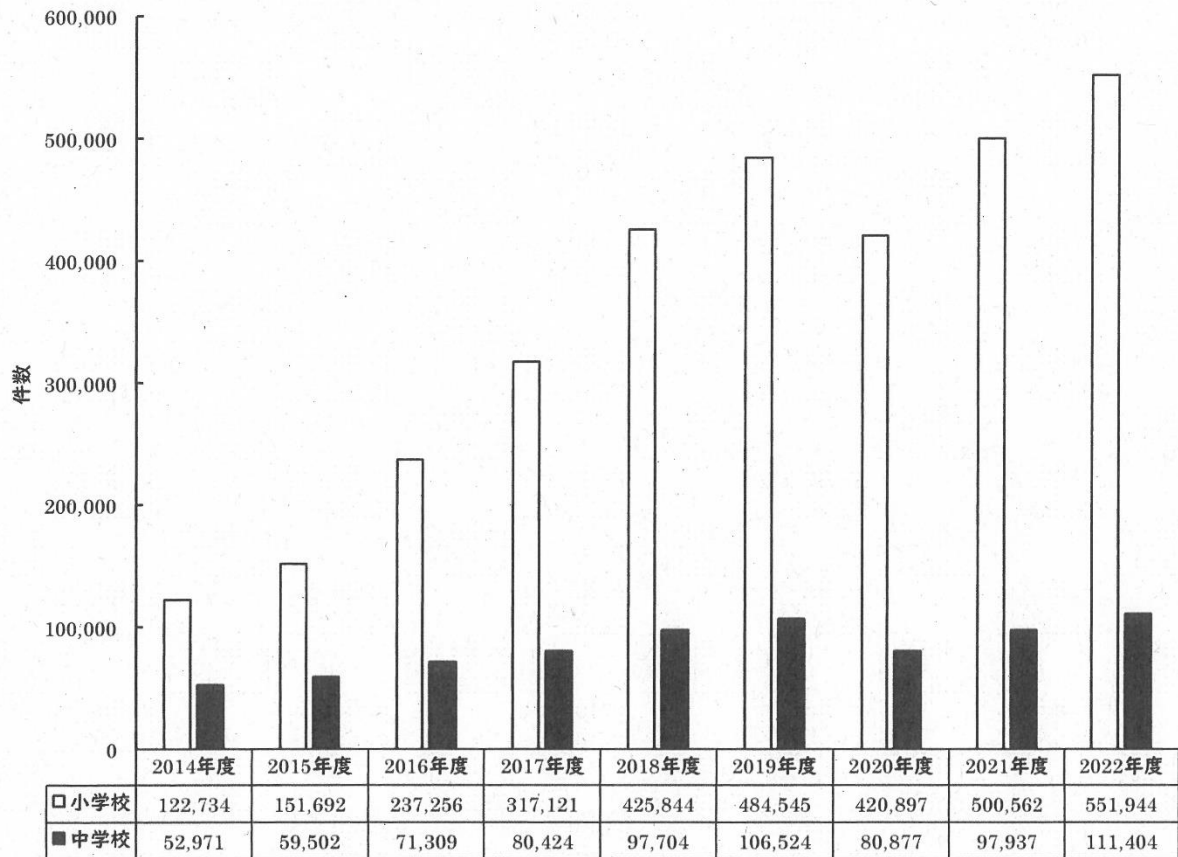


図1 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

注：本調査におけるいじめの定義：個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

令和6年度 広島大学入学試験

教育学部

第五類（人間形成基礎系） 心理学系コース

小論文問題

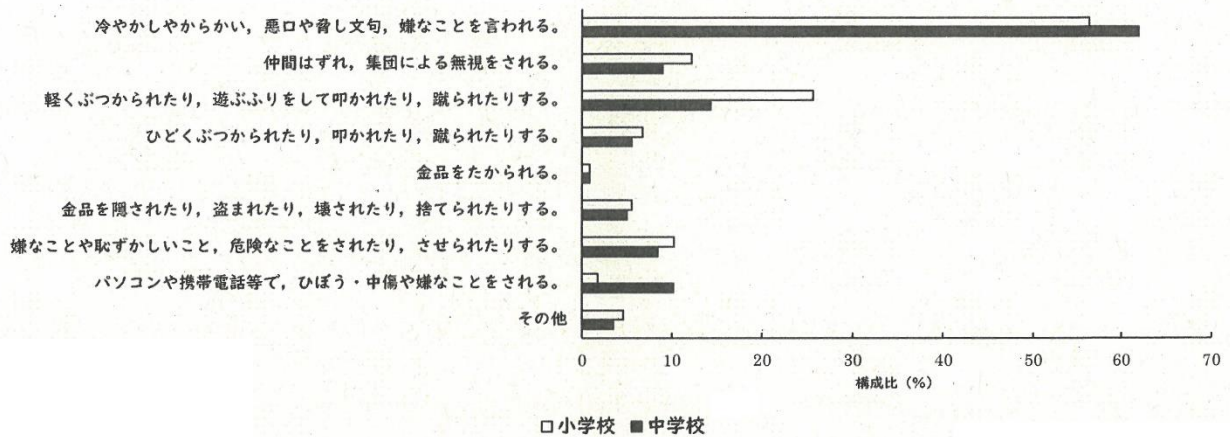


図2 2022年度の小・中学校におけるいじめの態様

注1：図2の調査は複数回答可であった。1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上されている。

注2：構成比は、小学校と中学校のそれぞれにおけるいじめの認知件数に対する割合である。

令和6年度 広島大学入学試験
 教育学部
 第五類（人間形成基礎系） 心理学系コース
 小論文問題

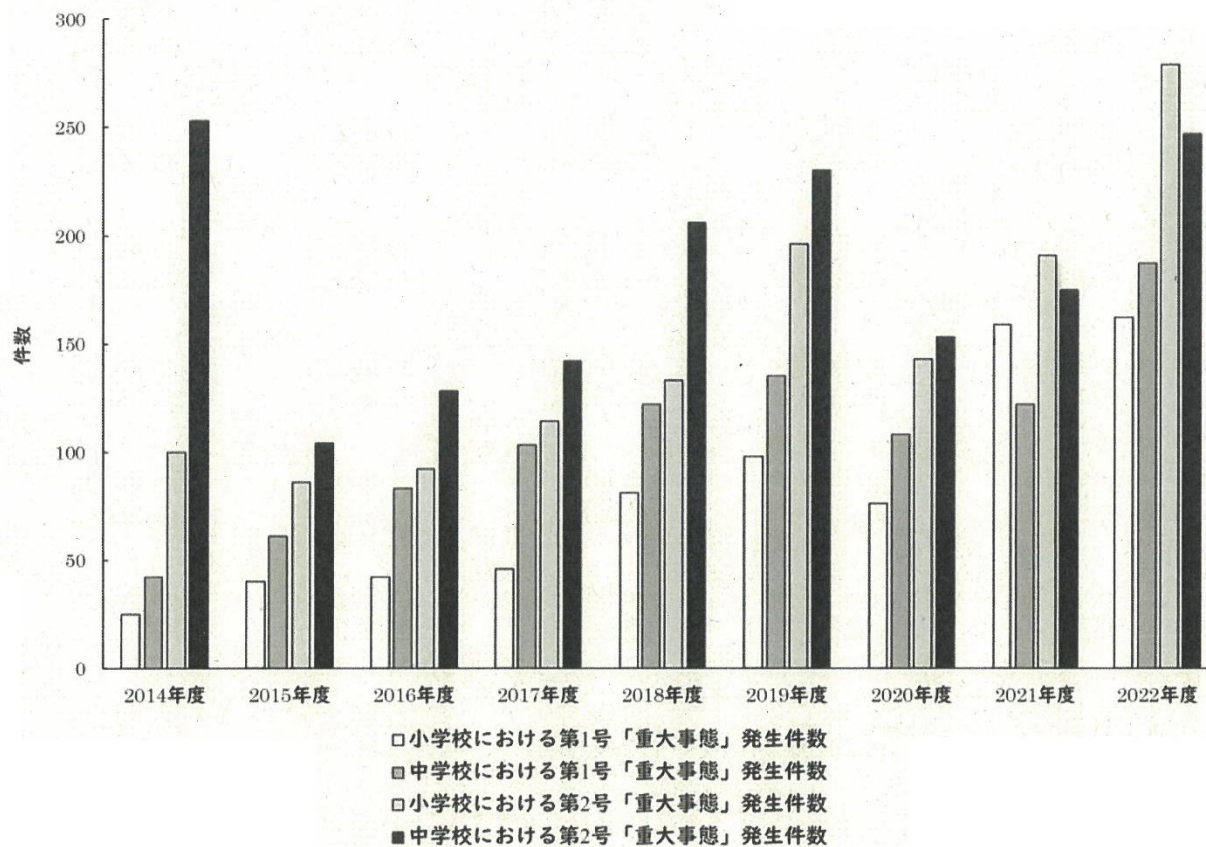


図3 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する第1号・第2号「重大事態」の発生件数の推移

注：いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する第1号「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「重大事態」とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。